

# 船舶船員統計調査規則改正(案)

平成17年6月  
情報管理部交通調査統計課

## 1. 船舶船員統計調査の概要

船舶船員統計は、統計法(昭和22年法律第18号)第2条に基づく指定統計であり、毎年、船舶調査と船員調査を行うこととされている。なお、調査のために必要な事項は、船舶船員統計調査規則(昭和32年運輸省令第7号)に定められている。

## 2. 改正の経緯

政府全体として「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)が取りまとめられ、既存統計の見直しを含めた社会・経済の変化に対応した統計の整備等が求められていることになった。これを受けて、国土交通省では、既存統計の抜本的な見直しを検討している。

船舶調査は、内航海運業法に基づく適正船腹量の策定のために必要なデータを集めることを主たる目的として、毎年7月1日に調査を行ってきたが、平成16年の同法の改正により、適正船腹量の策定が行われなくなることとなった。行政資料としてのニーズが薄れ、調査目的として役割を終えた調査を引き続き行うことは、行政事務の簡素化・効率化及び申告者の負担軽減等の観点に反することになることから平成17年調査は行わないこととした。

なお、平成17年調査の休止は、統計審議会の了解を得られている。

以上のことにより、船舶船員統計調査規則を改正し、平成17年度の船舶調査を行わないことを規定する。

## 3. 改正の概要

原始附則に、平成17年度の船舶調査は行わないことを規定する1項を加える。

## 4. 今後のスケジュール(予定)

公 布 : 平成17年6月下旬  
施 行 : 公布日